

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（令和5年2月2日改正）（新旧対照表）

現行	改正後
<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況は、<u>全国的に新規感染者数が増加傾向にあり、本県においても、新規感染者数が千人を超えるなど、第8波が始まっており、今後、社会経済活動の活発化や気温が低下する冬場を迎えることなどから、更なる感染拡大が懸念されている。</u></p> <p>本県においては、<u>混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動を自粛するよう県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況は、<u>全国的に新規感染者数が減少傾向にあり、本県においても、年明け第1週をピークに減少傾向にある。</u></p> <p>本県においては、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。</p>
<p>1 都道府県に求められる措置等の概要</p> <p><u>1月18日に新型コロナウイルス感染症対策本部で「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定したこと等に伴い、国の基本的対処方針が変更された。</u></p> <p>【国の基本的対処方針等による主な取組（緊急事態宣言等が発出されていない区域）】</p> <p>○ イベント等について、特措法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。</p>	<p>1 都道府県に求められる措置等の概要</p> <p><u>1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、国の基本的対処方針が変更された。</u></p> <p>【国の基本的対処方針等による主な取組（緊急事態宣言等が発出されていない区域）】</p> <p>○ イベント等について、特措法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。</p>

- ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100% (大声なし) とすることを基本とする。
- ・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限 50% (大声あり)・100% (大声なし) とすることを基本とする。この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する。

(略)

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

(1)～(3) (略)

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

(略)

<イベント開催制限等>※国事務連絡より抜粋

	感染防止安全計画策定	その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで	5,000 人又は収容定員 50%の いずれか大きい方
収容率上限	100%	<u>大声なし：100%</u> <u>大声あり：50%</u>

- ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100% とすることを基本とする。
- ・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を 100% とすることを基本とする。この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する。

(略)

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

(1)～(3) (略)

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

(略)

<イベント開催制限等>※国事務連絡より抜粋

	感染防止安全計画策定	その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで	5,000 人又は収容定員 50%の いずれか大きい方
収容率上限	100%	<u>100%</u>

※安全計画策定は参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

※同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、収容率上限はそれぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）

※「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする

※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

（略）

(5)・(6)（略）

3 感染拡大に備えた対応

(1)～(8)（略）

※安全計画策定は参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

（略）

(5)・(6)（略）

3 感染拡大に備えた対応

(1)～(8)（略）